

第 3 編 土木工事共通編

第 1 章 総則

第1節 総則

3-1-1-1 用語の定義

1. 一般事項

土木工事にあつては、1-1-1-2 用語の定義の規定に加え以下の用語の定義に従うものとする

2. 段階確認

段階確認とは、設計図書に示された施工段階において、監督職員が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。

3. 技術検査

技術検査とは、「工事検査要領」に基づき行うものをいい、請負代金の支払いを伴うものではない。

3-1-1-2 請負代金内訳書

1. 請負代金内訳書

受注者は、契約約款第 3 条に規定する請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）を作成し、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。

2. 内訳書の内容説明

監督職員は、内訳書の内容に関し受注者の同意を得て、説明を受けることができる。ただし、内容に関する協議等を行わないものとする。

3-1-1-3 工程表

受注者は、契約約款第 3 条に規定する工程表を作成し、発注者が必要と認めるときは、監督職員を経由して発注者に提出しなければならない。

3-1-1-4 担当技術者

受注者は、設計図書で建設コンサルタント等に委託した担当技術者の配置が明示された場合には、以下の各号によらなければならない。なお、委託先及び工事を担当する担当技術者については、監督職員から通知するものとする。

- (1) 受注者は、担当技術者が監督職員に代わり現場に臨場し、立会等を行う場合には、その業務に協力しなければならない。また、書類（計画書、報告書、データ、図面等）の提出に際し、説明を求められた場合はこれに応じなければならない。